

長岡京市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定めるものとする。

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員）

第2条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。
(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。